

九運観企第17号
令和8年5月27日

管内各県

旅行業法担当部署 御中

九州運輸局観光部長
(公印省略)

由布岳正面登山道入り口付近における
貸切バスの道路交通法令遵守の徹底について

平素より国土交通行政に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般大分県の別府市及び由布市の境に位置する「由布岳正面登山道入り口付近（別添見取図）」において、駐停車禁止場所にもかかわらず、貸切バスが路線バス停留所及び歩行者横断帯付近等に駐停車を行うことが常態化され、他の交通の妨げとなっている他、視界不良等により交通事故の発生が懸念されるとして、地元自治体を通じて道路交通法令遵守の注意喚起要請があったところです。

つきましては、貸切バスの道路交通法令遵守や周辺有料駐車場の活用について、旅行業者及び旅行サービス手配業者におかれましてもご理解とご協力をいただきたく、貴県登録事業者に対して周知願います。

なお、旅行業者又は旅行サービス手配業者が手配した貸切バスを利用した旅行において、円滑な道路交通を阻害する等、旅行の安全を害する事実が認められた場合には、旅行業法第19条第1項第1号又は第37条第1項第1号等により行政処分の対象となります。

また、本件は一般社団法人日本旅行業協会九州事務局及び一般社団法人全国旅行業協会九州地方支部長連絡会に対し、道路交通法令遵守について依頼文書を発出していることに加え、当局自動車交通部長より管内貸切バス事業者に対しても、同様に依頼文書を発出しています。

(添付書類)

- ・由布岳正面登山道入り口付近見取図